

議員提出議案第 18 号

高木勉市長に対する辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 12 月 12 日

渋川市議会議長 安 川 信 之 様

提出者	渋川市議会議員	茂 木 弘 伸
同	同	福 島 丘 泰
同	同	加 藤 幸 子
同	同	望 月 昭 治
同	同	田 邊 寛 治
同	同	田 村 なつ江
賛成者	同	後 藤 弘 一
同	同	反 町 英 孝
同	同	田 中 猛 夫
同	同	山 内 崇 仁
同	同	須 田 勝
同	同	中 澤 功 史
同	同	埴 田 裕 之
同	同	角 田 喜 和
同	同	高 野 佳 美
同	同	高 澤 幹
同	同	板 倉 正 和

別紙

議員提出議案第18号

高木勉市長に対する辞職勧告決議

令和5年7月7日、高木市長は「固定資産情報等流出の案件について」と題する臨時記者会見を開催した。当該会見において市長は、「望月昭治氏及びその親族の固定資産税にかかる情報をK氏なる市民に提供したこと」（以下「本件個人情報漏えい」という。）を自白した。同年6月議会定例会においては、本件個人情報漏えいに関する自らの関与や内部調査を否定しておきながら、どういった事情の変化で会見を行ったか不可解である。

改めて指摘するまでもなく「固定資産税を含む地方税にかかる情報」は秘匿性の高い個人情報であり、関係法令を遵守し適正に取り扱わなければならないものである。地方税法において当該情報を漏えいした場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することが規定されており、厳しい守秘義務が課されていることがわかる。

これを踏まえ、市議会の「笑顔みらい渋川」、「創生渋川」、「日本共産党市議団」の三会派は、「市民の市政に対する不信感を払拭し、再発を防止する必要がある」とし、令和5年9月初旬、各会派ごとに「第三者委員会の設置に関する要望書」を市長あてに提出した。市長は、「渋川市市長会見に関する調査第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）設置条例（案）」を提案し、令和5年9月27日に議決を受け、令和5年10月26日に弁護士2名、大学教授1名で構成される第三者委員会を設置した。第三者委員会は、令和5年11月7日の第1回委員会を皮切りに、令和6年9月22日の第8回委員会までにさまざまな調査を行い、慎重に検討を重ね、結果を取りまとめた「調査報告書」を市長に提出した。

当該報告書では、市長がおこなった本件個人情報漏えいには「正当な理由があったとはいえない」と断じている。弁護士及び大学教授で構成された公平公正な第三者による委員会が改めて明確に違法性を指摘し、調査報告書という形で市民に公開されたことの意義は誠に大きいものである。

よって渋川市議会は、高木勉市長に対して、速やかに職を辞することをこ

ここに強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和 6 年 1 2 月 日

群馬県渋川市議会